

# 市川三郷町通学路安全推進会議 規約

第1条 教育委員会、道路管理者、警察等の連携の中で、子どもたちの通学路の安全を確保することを目的として、市川三郷町通学路安全推進会議（以下「本会議」という。）を設置する。

第2条 本会議は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 市川三郷町通学路交通安全プログラムを作成、実行をする。
- 2 児童へ交通安全指導、教育を行う。
- 3 教育委員会、道路管理者、警察署のほか関係機関と密接に連携する。
- 4 各小学校の合同点検をもとに本会議を開催する。
- 5 通学路の対策必要箇所に関して各機関への対策、改善の依頼を行う。

第3条 本会議は、下記の構成員をもって組織する。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 峡南建設事務所 道路課 | 4 市川三郷町 防災交通課 |
| 2 鯉沢警察署 交通課   | 5 市川三郷町 建設課   |
| 3 町内各小学校 教頭   | 6 市川三郷町 教育委員会 |

第4条 本会議には、会長及び副会長をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、構成員を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第5条 本会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

第6条 本会議は、市川三郷町教育委員会に事務局をおく。

第7条 この規約の改正は、本会議の議決を経なければならない。

付 則

この規約は、平成26年12月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。